

勤務条件に関する要望 I

要望事項

1 栄養教諭・学校栄養職員について

- (1) 食に関する指導の充実のため、栄養教諭をさらに増員するとともに、受配校の数やクラス数、職員や幼稚園の食数を踏まえ、食の指導への対応加配を増員すること。

【回答】

(1) 栄養教諭の任用については、今年度も1名の任用替えを行ったところです。今後も標準法に則り、栄養教諭・学校栄養職員の適正な配置に努めてまいります。また、加配についても引き続き国に要望してまいります。

- (2) 食育指導が適切に行われるために、栄養教諭へ1人1台端末が配布されるよう市町村教委へ働きかけること。

【回答】

(2) 県立学校と同様に、栄養教諭等に端末を配置できるよう市町村教育委員会に周知してまいります。

- (3) 栄養教諭・学校栄養職員未配置校への食育指導や給食管理が適切に行われるように勤務形態を考慮すること。

【回答】

(3) すべての小中学校において、食育指導や給食管理が適正かつ公平に行われるよう、加配や兼務等の対応をしているところです。今後も、人事配置や勤務形態について、可能な限り考慮するよう努めてまいります。

2 養護教諭について

- (1) 保健室登校や通院しながら登校する児童生徒、アレルギー疾患等で支援の必要な児童生徒の増加に対して、よりきめ細やかに対応するため、養護教諭の複数配置について研究校を増やす等、適切な配置を進めること。

【回答】

(1) 養護教諭の複数配置については、標準法に則り実施してまいります。定数の改善については、引き続き国に要望してまいります。

また、本年度も、昨年度に引き続き1名の養護教諭に兼務をかけ、2校の小中学校で勤務を行う研究を進めております。

- (2) 養護教諭の専門性をより高めるため、指導力があるリーダー的養護教諭を主幹養護教諭・指導養護教諭（共に仮称）として位置付けること。

【回答】

(2) 主幹養護教諭，指導養護教諭の職を新設することは困難です。指導力があるリーダー的養護教諭を育成するため，養護教諭を教頭任用選考審査の対象に位置づけており，引き続きリーダーとしての意識づけを図ってまいります。

- (3) 引き続き年齢順遠距離勤務を実施しないこと。また，年齢順遠距離勤務のあり方を見直すなど，制度の抜本的改善を図ること。

【回答】

(3) 年齢順遠距離勤務は，県下全体のバランスを考えると必要な制度ですが，極力必要最小限に留めるよう努力してまいります。

年順が再開する場合には，できるだけ速やかに該当者に伝えるとともに，該当者の希望を十分に聞いて，異動作業を進めてまいります。

3 学校事務職員について

- (1) 「チーム学校」における学校運営のサポート，GIGAスクール構想の推進及びコンプライアンス強化につながる共同学校事務室のさらなる拡充を図るとともに室長及びサブリーダー勤務校に執務室を設けること。

【回答】

(1) 共同学校事務室の設置については，本年度2室増の5市町6室となっているところです。

引き続き，その成果と課題を検証し，その拡充についても検討してまいります。執務室の設置については，市町村教育委員会に働きかけてまいります。

- (2) 共同学校事務室を統括するブロックリーダー（事務課長6級職）を設置すること。なお，ブロックリーダーの勤務校には，加配として学校事務職員を配置すること。

【回答】

(2) 共同学校事務室を統括する事務課長6級職を設置することは困難です。また，勤務校への加配についても困難です。

- (3) 教育行政職として，また，学校運営に参画する基幹職員として，その専門性を伸ばしていくための資質・能力を高める研修制度を確立すること。

【回答】

(3) 学校事務職員の研修については，毎年見直しを行っており，令和2年度からは，リーダーシップ養成研修の対象とし，これまでに6名が受講しているところです。今後とも，学校事務職員のマネジメント力向上に向けた研修の充実・改善を図ってまいります。

4 新型コロナウイルス感染症について

- (1) 児童生徒や教職員の健康を守り，教育活動を継続していくために，学校における新型コロナウイルス感染症対策の充実を図ること。

【回答】

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する国からの通知や感染状況など，様々な情報を収集し適切に対応してまいります。

- (2) 教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は，氏名や住所，学校名等，個人が特定できる情報が公表されないように引き続き情報管理に努めること。

【回答】

(2) 県教育委員会において，氏名や住所等，個人が特定できる情報の管理に引き続き努めてまいります。

5 教育環境の整備について

- (1) GIGAスクール構想を円滑に進めるため，GIGAスクールサポーターやICT支援員の更なる増員配置するよう市町村教育委員会へ指導・助言を行うこと。また，「GIGAスクール運営支援センター」を設置し，教職員や保護者，児童生徒が安心してタブレット等を扱える環境整備を行うこと。

【回答】

(1) GIGAスクールサポーター及び授業支援や日常のメンテナンスを行うICT支援員の配置については市町村教育委員会に対してその活用について周知をしているところです。

また，令和4年度に整備予定の「GIGAスクール運営支援センター」への参加について，各市町村教育委員会に働きかけてまいります。

GIGAスクール構想の実現に向けて，引き続き，必要な環境整備に努めてまいります。

- (2) 校務の円滑化のため，統合型校務支援システムの導入と改善を進めること。また，システムを活用した好事例を共有し，学校における利活用を促すこと。

【回答】

(2) 統合型校務支援システムの改善や，各学校の担当者を対象とした研修会を実施するなど，システムの利便性向上に向けて取り組んでまいります。

- (3) 小学校高学年における教科担任制の導入にあたっては，週担当時間数の削減が可能となるよう，専科指導教員の計画的な配置充実を図ること。

【回答】

(3) 教科担任制の導入については，国の動向を注視しつつ，教師の負担軽減等について，研究を進めてまいります。

教員の人的配置については，今年度研究校を増やし，専科加配を増員配置しておりますが，引き続き専科加配の充実を国に要望してまいります。

6 多忙化の解消・業務改善について

- (1) 教職員が教育専門職として職務に専念できる環境を整備するために、学校における働き方改革を推進すること。そのために、教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員の支援人材の配置拡充を図ること。また、市町村教育委員会と連携し、あらゆる手段を用いて人材の確保に努めること。

【回答】

(1) 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については、令和2年度より実施主体を市町村とする補助事業に移行していますが、引き続き、市町村教育委員会に制度の活用を促すとともに、予算の確保にも努めてまいります。令和2年度より配置している学習指導員「学びサポーター」についても、引き続き有効に活用していただけるよう、市町村教育委員会に周知を図ってまいります。

運動部の部活動指導員につきましては、各市町村教育委員会からの要望をもとに予算を確保しており、各市町村教育委員会に活用を促してきたところです。また、人材の確保につきましては、引き続き「運動部活動指導者人材バンク」を活用し、市町村教育委員会からの依頼に応じて人材を紹介できるよう、体制を整えております。

- (2) いじめ、不登校、虐待、自殺等の増加する教育問題に対応するために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や支援相談体制の拡充を図ること。

【回答】

(2) スクールカウンセラーについては、全ての公立小中学校及び県立学校に配置又は派遣し、継続的なカウンセリングの実施に努めています。

また、スクールソーシャルワーカーについては、全24市町村教育委員会に配置するとともに、学校からの要請派遣を実施し、教育相談体制の充実を図っているところです。

厳しい財政状況ではありますが、引き続き予算の確保に努め、教育相談体制の充実に努めてまいります。

- (3) 今後導入される新たな教員研修制度について、現場のニーズに即した研修コンテンツの充実や勤務時間内の研修時間の確保等、教職員の資質能力の向上と負担軽減が両立できるものとする。

【回答】

(3) 国の動向等を注視しながら、教職員の資質の向上を図りつつ、負担軽減にも配慮した制度となるよう研究してまいります。

- (4) 県学力ステップアップテストのCBT化、人事記録カードの電子化、給与明細や必要のない押印の廃止など、学校におけるデジタル化を促進させること。

【回答】

(4) 国においては全国学力・学習状況調査のCBT化に向け、令和4年度は児童生徒質問紙調査において、希望校によるタブレット端末での回答を実施し、検証や問題解決等に取り組んでおります。県学力ステップアップテストのCBT化については、令和4年度からモデル校を対象とした実証研究に取り組んでまいります。

人事記録カードの電子化についても、課題が多数ありますが、可能かどうかも含めて研究してまいります。

各種手続きにおける押印廃止については、県の押印見直し対応方針に沿って可能な限り進めております。給与明細の押印については、知事部局の動向を注視してまいります。

(5) 学校における働き方改革の推進に向けて、今年度実施される教員勤務実態調査の結果をもとに、教職員の持ち帰り業務や勤務間インターバルの在り方について検討を進めること。

【回答】

(5) 教職員の持ち帰り業務については、原則禁止という認識のもと、令和3年度から導入している学校業務支援システムを活用して業務の効率化を図るなど、解消に向けた取組を推進するよう、校長会等の機会に周知してまいります。

また、勤務間インターバルの在り方については、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な時間数を確保するという認識のもと、まずは、出退勤管理システムによる、時間外在校等時間の把握に勤め、時間外在校等時間の縮減に向け、引き続き、働き方改革プランの積極的な推進に努めてまいります。